

●香川県告示第65号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、瀬居加入区について、平成27年香川県告示第76号による保険に付すべき義務は、平成31年3月9日限り消滅したので、告示する。

平成31年3月12日

香川県知事 浜 田 恵 造